

(議) 第 1 号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和 8 年 3 月 17 日

提出者

秋田市議会議員 細 川 信 二
外35名

秋田市議会議長 川 口 雅 丈 様

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務委員会の項中「企画財政部」を「企画政策部、財政部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。
- 3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会に付託されている請願および陳情は、改正後の条例の規定による総務委員会に付託された請願および陳情とみなす。
- 4 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

提案理由

秋田市部設置条例の一部改正に伴い、総務委員会の所管を改めるため、改正しようとするものである。